

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	ZHU Qian
学位	博士(文学)
学位記番号	新大院博(文)第55号
学位授与の日付	令和2年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	日本語と中国語における「動詞+動詞」型複合動詞と「動詞+動詞」型複雑述語の対照
論文審査委員	主査 准教授 江畑 冬生 副査 准教授 干野 真一 副査 准教授 三ッ井 正孝

博士論文の要旨

本論文は、日本語と中国語の「動詞+動詞」型複合動詞と「動詞+動詞」型複雑述語を研究対象とし、それらの対応関係を提示することを目的とするものである。筆者は、日中両言語の「動詞+動詞」型複合動詞と「動詞+動詞」型複雑述語の音韻的・形態的・統語的・意味的特徴を詳細に対照し、その類似点と相違点を全面的に提示しようと試みている。本論文は以下の全9章および資料から構成される。

第1章では、本論文の概要を示した上で、研究目的と研究背景を説明し、さらには本論文における表記法について確認した。

第2章では、まず本論文における「動詞+動詞」型複合動詞を定義した。その上で、音韻的・形態的・文法的な観点から、日本語と中国語の「動詞+動詞」型複合動詞の相違点を明らかにした。特に、日中両言語の「動詞+動詞」型複合動詞の前項動詞と後項動詞の結びつきの強さに違いがあることを示した。

第3章では、日中両言語の「動詞+動詞」型複合動詞が語彙的複合動詞と統語的複合動詞に分類できることを示した。その上で日中両言語の語彙的複合動詞と統語的複合動詞の違いを、否定や副詞による修飾などの文法的な面と、前項動詞と後項動詞の意味関係の種類のみから明らかにした。

第4章では、まず本論文における「動詞+動詞」型複雑述語を定義した。その上で、日中両言語の「動詞+動詞」型複雑述語を3種類に下位分類した。次に「動詞+動詞」型複雑述語

における述語要素の独立性について、文法要素の介入や否定のスコープ、疑問文への答え方などから検討した。結果として、日本語に比べて中国語の方が、「動詞＋動詞」型複雑述語の述語要素の独立性が高いことが分かった。

第5章では、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語の違いを分析した。日本語では、「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語は構文要素挿入において違いが現れる。中国語では、「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語は構文要素挿入のみならず疑問詞疑問文への答え方にも違いが現れる。

第6章では、日中両言語の「動詞＋動詞」型複雑述語のうち、連続動作型複雑述語の対照を行った。日本語の連続動作型複雑述語では、先行動詞と後続動詞の間に5つの意味関係が見られる。一方、中国語の連続動作型複雑述語では、先行動詞と後続動詞の間に4つの意味関係が見られる。筆者はさらに、日中両言語の連続動作型複雑述語には先行動詞と後続動詞の指向成分が一致する場合、一致しない場合、部分的に一致する場合があることを整理して示した。

第7章では、日中両言語の「動詞＋動詞」型複雑述語のうち、行為目的型複雑述語の対照を行った。日本語では、目的要素として複合動詞や使役動詞・受身動詞の連用形、さらには動名詞が出現しうる。動作の実現に関しては、移動動作が実現済みであることを含意するが、目的を表す動作が実現したか否かは不明である。一方の中国語では、目的要素としては単純動詞または複合動詞のみが現れうる。また場所名詞、参与者、完了助詞の位置により、構文の意味や動作の実現の含意が変わるという特徴を有する。

第8章では、日中両言語の「動詞＋動詞」型複雑述語のうち、補助動詞型複雑述語の対照を行った。まず方向補助動詞型複雑述語を対照すると、日本語では2種類の方向補助動詞型複雑述語が、多くの派生用法を持っている。一方、中国語では19種類の方向補助動詞型複雑述語があるにもかかわらず、派生用法を持つものは限られている。次に授受補助動詞型複雑述語を対照すると、日本語には7タイプの授受補助動詞型複雑述語があり、与え手・受け手・授受対象のすべてが主語として現れうる。一方、中国語の授受補助動詞型複雑述語は「動詞＋“给”」のみに限られている。

第9章では、各章での議論を再確認し本論文の結論をまとめた。

稿末の資料では、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語のデータベースとなる具体例を、本論文での分類に従って提示している。

審査結果の要旨

日本語と中国語は言語類型論的な特質において対照的な言語であり、一見したところでは述語の構造も大きく異なっている。近年の言語研究では、複合動詞や複雑述語に関する研究が盛んである。日本語の複合動詞は一語として振る舞い、複雑述語は一語ではないが1つの述語として働く。中国語にも、複合動詞や複雑述語と見なせる述語構造が存在する。ただし中国語の複合動詞と複雑述語を、見かけ上で区別することは困難である。この分野における中国語研究は、結果複合動詞や方向補語を含むものに限られている。対照研究においても、日本語と中国語の「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語を体系的に分類し比較対照した研究は存在しない。

ZHU Qian（朱茜）氏の論文は以上のような点を背景として、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語を研究対象とし、それらの共通点と相違点を明らかにしながら対応関係を提示することを目的とするものである。筆者は、「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語をいくつかのタイプに下位分類した上で、日中両言語の複合動詞と複雑述語の音韻的・形態的・統語的・意味的特徴を、豊富な具体例を示しながら対照している。本論文による具体的な成果として、審査委員会では、以下に挙げる諸点を特に高く評価した。

第一に、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞の対照を行った。日本語の「動詞＋動詞」型複合動詞は一語をなしており、音韻的・形態的・文法的な特徴から見ると動詞要素の結びつきが強い。一方で中国語の「動詞＋動詞」型複合動詞も一語をなしているが、文法要素の介入が部分的に可能であることから動詞要素の結びつきは比較的弱い。

第二に、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞を語彙的複合動詞と統語的複合動詞に分類し、文法的振る舞いの違いを示した。日本語では、統語的複合動詞のみに前項動詞の主語尊敬化や後項動詞単独の副詞修飾が可能である。一方で、統語的複合動詞の前項動詞と後項動詞の意味関係は補文関係に限られる。中国語では、統語的複合動詞のみに後項動詞単独の否定および副詞修飾が可能である。一方で、統語的複合動詞の前項動詞と後項動詞の意味関係は因果関係および補文関係に限られる。

第三に、日中両言語の「動詞＋動詞」型複雑述語の対照を行った。日中両言語に共通してみられる複雑述語は、その形態的・文法的特徴から連続動作型・行為目的型・補助動詞型の3種類に下位分類できる。3種類の「動詞＋動詞」型複雑述語における述語要素の独立性は、それぞれ異なる。文法要素の介入、否定のスコップ、疑問文への答え方から検討した結果、全体的には日本語に比べて中国語の述語要素の独立性が高いことが分かった。3種類の複雑述語を詳細に見ると、日本語では補助動詞型複雑述語の述語要素の独立性が高く、中国語では行為目的型複雑述語の述語要素の独立性が比較的高い。

第四に、日中両言語の「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語の違いを対照した。日本語では、「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語は構文要素挿入において違いが現れる。中国語では、「動詞＋動詞」型複合動詞と「動詞＋動詞」型複雑述語は構文要素挿入のみならず疑問文への答え方にも違いが現れることが明らかとなった。

第五に、日中両言語の連続動作型複雑述語を対照した。先行動詞と後続動詞の間の意味関係は6つに分類できる。日本語の連続動作型複雑述語には5つの意味関係が見られ、中国語の連続動作型複雑述語には4つの意味関係が見られる。日中両言語の連続動作型複雑述語において、先行動詞と後続動詞の指向成分が一致する場合、一致しない場合、部分的に一致する場合があることが整理して示された。

第六に、日中両言語の行為目的型複雑述語を対照した。日本語では、目的要素として複合動詞や使役動詞・受身動詞の連用形、さらには動作名詞が出現しうる。動作の実現に関しては、移動動作が実現済みであることを含意するが、目的を表す動作が実現したか否かは不明である。一方の中国語では、目的要素としては単純動詞または複合動詞のみが現れうる。また場所名詞、参与者、完了助詞の位置により、構文の意味や動作の実現の含意が変わるといふ特徴を有する。

第七に、日中両言語の補助動詞型複雑述語を対照した。日中両言語に共通してみられる補助動詞型複雑述語は、方向補助動詞型複雑述語と授受補助動詞型複雑述語に下位分類できる。日本語には2種類の方向補助動詞型複雑述語があり、どちらも多くの派生用法を持っている。一方、中国語には19種類の方向補助動詞型複雑述語があるにもかかわらず、派生用法を持つものは6種類に限られている。日本語には7タイプの授受補助動詞型複雑述語があり、与え手・受け手・授受対象のすべてが主語として現れうる。またこれらの要素は、省略することも可能である。一方、中国語の授受補助動詞型複雑述語は「動詞＋“给”」のみに限られている。主語として出現可能なのは与え手または既知の授受対象のみであり、受け手を省略することはできない。

本論文には、複合動詞と複雑述語に関する文法現象を説明する中での若干の用語の揺れがある。また稿末に収められた資料（日中語の複合動詞と複雑述語のデータ）にも、提示法にやや慎重さを欠いた部分がある。ただしこれらの点は、本論文の学術的価値を大きく損なうものではない。

以上の審査内容に基づき、論文審査にあたった3名の委員による審査委員会は、言語学・対照言語学分野（人文科学での広義の文学に含まれる）における標記論文が博士（文学）の学位を授与するに値するものと判断した。